

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた 原子力規制検査等の運用について（案）

令和2年4月22日
原 子 力 規 制 庁

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症に関し緊急事態宣言が発出され、7都府県が緊急事態措置を実施すべき区域とされるとともに、4月16日には緊急事態措置の対象が全都道府県へと拡大された。これを踏まえ、原子力施設に係る原子力規制検査等については今後以下の方針で行うこととしたい。

1. 原子力事業者が行う保安活動について

緊急事態措置の対象が全都道府県に拡大されたことに伴い、原子力事業者が職員の出勤頻度を減少させ、メーカー、建設会社等の技術者の原子力施設への入構を抑制すること等から、保安規定等で定めている点検や巡視、定期事業者検査などの保安活動を通常時と同様に行なうことが困難になることが考えられる。こうした事情を踏まえ、事業者から保安活動の運用について申し出があった場合は、原子力施設への安全上の影響を考慮した上で、事業者における点検等のタイミングや体制などについて弾力的に取扱う（感染症予防対策を講じる範囲で、保安活動のタイミングが遅れたり体制が十分でないなどの場合に、計画通り実施が困難である事由として原子力規制検査において勘案する）ことが可能となるよう運用する。

2. 使用前検査等について

原子力規制庁が行う使用前検査や東京電力福島第一原子力発電所に対する実施計画検査については、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎつつ、検査の申請に対応するため、原子力規制事務所検査官の活用を含め、以下の通り運用する。

- 職員の地域間の移動や人との接触を最小限に抑えるため、極力本庁からの検査官出張は控え、本庁で記録確認検査を実施しつつ、必要な場合には、原子力規制事務所の検査官を活用するなど、運用上の工夫を行う。
- 原子力施設の入構に関する事業者のルールを守ることを前提として、本庁の検査官が原子力施設に入構することが可能な場合には、原則、検査前に2週間当該施設周辺に滞在させ、外出も極力控えさせ、健康状態に問題がないことを確認した上で検査を実施させる。このため、1～2ヶ月程度は本庁の検査官を現地に滞在させる。

3. 原子力規制検査について

本庁及び原子力規制事務所では、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止して検査機能を維持するため、在宅勤務や2班分けによる接触回避など特別な勤務体制の下で検査を継続している。こうした勤務形態や2. にあるとおり本庁の検査官出張に一定の制約があることを踏まえ、原子力規制検査については、4月1日の原子力規制委員会で了承された検査計画を弾力的に運用して実施する。